

患者さん・ご家族の皆さまへ

保険外併用療養費（選定療養費）の 改定のお知らせ

当院では、厚生労働省の「病院と診療所の機能分担の推進」を図る制度に従い他の医療機関からの紹介状を持参されず、受診した場合に通常の医療費の他に保険外併用療養費（選定療養費）を徴収※させていただいております。

令和4年度の診療報酬改定により、徴収金額が改定され、それに従い当院も徴収金額の見直しを行うこととなりました。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

改定日：令和4年10月1日（土）から

	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
初診時 選定療養費	5,500円（税込）	➡ 7,700円（税込）
再診時 選定療養費	2,750円（税込）	➡ 3,300円（税込）
時間外診療費 特別料金	5,500円（税込）	➡ 7,700円（税込）

※200床以上の地域医療支援病院は徴収が義務付けられています。

保険外併用療養費（選定療養費） 徴収対象外の患者

【初診の場合】

- ・ 紹介状を持参した患者（院内紹介を含む）
- ・ 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- ・ 救急車（ドクターカーを含む）で受診した患者
- ・ 外来受診後、入院になった患者
- ・ 治験協力者である患者
- ・ 災害により被害を受けた患者
- ・ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ・ 特定の疾病や障害により公費負担医療制度の受給対象である患者
（疾病にあっては、当該公費負担医療制度の対象となる疾病に係る診療に限る）
（福祉医療費（乳幼児・子ども・一人親家庭）助成制度は除く）
- ・ その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者

【再診の場合】

- ・ 下記以外の患者
 - ・ 症状が安定し当院から他の医療機関へ紹介を受けた患者
 - ・ 紹介後引き続き、当院での診療を希望する患者

【時間外の場合】

- ・ 紹介状を持参した患者
- ・ 救急車（ドクターカーを含む）で受診した患者
- ・ 時間外受診後、入院または転院になった患者
- ・ 24時間以内に複数回受診した患者（2回目以降は対象外）
- ・ 直近3日以内の診療に関係する症状が発現した患者
（退院、内視鏡検査、造影剤使用後等3日以内）
- ・ 周産期事業における産科の患者
- ・ 災害により被害を受けた患者
- ・ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ・ 特定の疾病や障害により公費負担医療制度の受給対象である患者
（疾病にあっては、当該公費負担医療制度の対象となる疾病に係る診療に限る）
（福祉医療費（乳幼児・子ども・一人親家庭）助成制度は除く）

対象となる制度

- ◎国の制度
 - ・ 難病法による特定医療
 - ・ 小児慢性特定医療
 - ・ 自立支援医療
 - ・ 特定疾患治療研究事業
 - ・ 肝炎治療特別促進事業
 - ・ 生活保護法の医療扶助
- ◎地方単独の制度
 - ・ 障害者医療
 - ・ 精神障害者医療